

# ＝相生のムクとエノキ＝

菊池郡泗水町大字豊水字薬師



この木は、現在泗水中学校の校庭の一隅にあり、南(右)側のムクと北(左)側のエノキが、あたかも一樹のように接着しているところから相生のムクとエノキとよばれているものである。

両樹を合わせると、根回り約十三メートル、目通りは、ムク三・三メートル、エノキ三・五メートル、枝張りには、東西およそ二十五メートル、南北二十七メートル、高さはおよそ二十一メートルの大木である。

両樹の下部は密着し、地上一・二メートルのところまでムクとエノキに分れ、更にこれより二メートルの上部において再び両樹の幹の内側が突起して完全にゆ着し、その厚さも一・三メートルに達している。

このゆ着は、おそらく、ムクとエノキが同科同属という関係から生じた生理現象で、学術的にきわめておもしろいものである。(昭和三十八年七月二十三日指定)



## 漁業の振興をめざして

熊本県漁業協同組合連合会会長理事

松岡 義昌

わが国水産業界は二百カイリ時代三年目を迎え、遠洋漁業への国際規制とわが国周辺漁場の再開発を核とする新海洋秩序が着実に進行しつつある。

わが国周辺水域における生産高は、海面漁業生産量の七割以上を占めており、沿岸漁業の見直しと、その生産維持増大の期待は一層高まりをみせている。

漁協系統としても、全漁連を中心とし、わが国周辺漁場における資源の管理体制、並びに有効利用体制の確立をはかるなど、積極的に沿岸漁業の振興をはかっているところである。

本県においては海面の大部分が内湾・内海性であり、また広大な干潟を有している。

このような環境条件から、本県の水産業は沿岸漁場を主体

とする、漁船漁業と養殖業が大きな比重を占めている。

また、海面漁業経営体においても、その九八%が沿岸漁業経営体である。

そのような背景のなかで熊本県は、「水産振興の構想」の中で、沿岸漁業の整備開発を目的とした各種の事業を計画しており、その事業の実施により成果が期待されている。

そこで、その中の一つである「沿岸漁場環境保全」について私なりの意見を述べてみたい。

### 海洋汚染に

#### 厳しい規制を

海洋汚染の要因にはいろいろあり、ある程度の法規制もなされている。しかし、身近な問題で野放しにされているのが家庭排水であり、油、農薬、し尿、プラスチック・ビニール等の廃棄物である。河川に廃棄されたものの行きつく所は海であり、これらが沿岸水域を汚染しているといっても過言ではない。

特に「合成洗剤」使用による家庭排水については県民一人一人が考え直す必要があると思う。

そこで「合成洗剤」について少しふれてみたい。

「合成洗剤」は石油化学の副産物であり、窒素、リン、LASやABS等の物質からなる。この排水が多量に海へ流れると、海洋中における生態のバランスが崩れ、動植物プランクトンの異常増殖による「赤潮」がおこる。「赤潮」が魚介類に甚大な被害を与えることは周知の事実である。

「赤潮」は海だけのものと思われているが、「琵琶湖」においても発生した。

つい最近、滋賀県では「琵琶湖」の汚染をこれ以上進ませないといけなさと、「合成洗剤販売 使用禁止に関する条例」が、県議会において可決された。全国の漁村を中心に数年前から進められてきた「合成洗剤追放運動」もようやくその輪が一般消費者及び住民のなかに広がりにつつある中で、滋賀県の条例の成否は、日本中が注目していることと思う。

本県内でもここ二、三年前から漁協婦人部を初め各消費者団体が「合成洗剤追放運動」に取組んでいるが、やっとその運動に熱がこもってきたように思われる。

ようやく政府も「合成洗剤」に含まれるリンの規制に乗りだし、合成洗剤メー

カーもやむなく低リン化に努めているが、まだリンを多く含んだ「合成洗剤」が多いと聞く。

そこで、本県としても家庭排水等の海洋汚染要因となるものについて「県条例」の制定をしたらどうであろうか。

汚染防止策としては、下水道の整備等も不可欠であるが、それらの対策を徹底的に行って失なわれつつある漁場を取り戻さなければ、いかに漁場づくりに莫大な投資をしても、沿岸漁業は成り立つものではない。

それには政治的にも学問的にも突込んだ研究が必要ではあるが。

### むすび